

お知らせ

Information

シリーズ食育⑳ 「食育に関心を持とう」

阿久比町食育推進計画策定時に実施したアンケート結果では、食育に関心のある人の割合が、70.1%となっています（食育推進計画 第6章 3数値目標より）。

◎食育基本法では、食育とは「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」とされています。

食は、私たちが生きるため、成長するために必要不可欠なものです。季節を問わずいろいろな食べ物が手に入るようになり、豊かな食生活が送れるようになりました。その一方で、「食」をめぐる次のような問題が生じています。

- ▽栄養バランスの崩れと肥満の増加
- ▽朝食の欠食、「孤食」や「個食」の増加
- ▽「食」を大切にする心の欠如
- ▽食料自給率の低下

そのため、望ましい食生活を実践し、生涯にわたり健康で暮らすことができるよう、食に関する知識を深め、食を選択する力を高めるための食育への期待が高まっています。一人一人が、健やかな心とからだを育てるためにも食育に関心を持ちましょう。



● 臨時(パート)職員を募集

- 勤務場所 学校給食センター
- 勤務内容 小中学校給食調理業務など
- 募集人員 2人
- 勤務形態 学校休校日以外の午前8時30分～午後4時(1日6.5時間程度)
- 勤務開始予定日 平成27年1月14日(水)
- 賃金 時間給860円
- 交通費 月額2,000円(月10日以上勤務で自宅から勤務地まで2キロメートル以上の場合)
- 応募資格 年齢64歳(平成27年4月1日現在)までの健康な方(65歳定年)
- 提出書類 履歴書(市販のもの・写真添付)、健康診断書(後日提出可)
- 試験 面接試験(後日連絡)
- 申込期限 12月26日(金)

申し込み・問い合わせ先

学校給食センター
☎(48)5111

● 学校給食用物資の納入業者を募集

平成27年度阿久比町学校給食用購入物資納入業者の指定申請書を受け付けます。申請書は学校給食

センターで配布します。

- 受付期間 平成27年1月5日(月)～30日(金)

申請・問い合わせ先

学校給食センター ☎(48)5111

● 太陽光発電設備の固定資産税軽減について

固定価格買取制度の認定を受けて取得された再生可能エネルギー発電設備について、固定資産税(償却資産)の軽減が受けられます。償却資産申告書の提出時に、種類別明細書の摘要欄に記載するなどして該当の資産が分かるようにして、次の書類を添付してください。▽経済産業省が発行する「再生エネルギー発電設備の認定通知書」の写し▽電気事業者と締結している「特定契約書」の写し

- 対象設備 経済産業省による固定価格買取制度の認定を受けて取得された再生可能エネルギー発電設備(蓄電装置、変電設備、送電設備を含みますが、住宅等太陽光発電設備(低圧かつ10kw未満)を除きます。)

- 軽減内容 平成24年5月29日～平成28年3月31日に取得した対象設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格を3分の2に軽減

- 適用期間 新たに固定資産税が課せられることになった年度から3年度分

問い合わせ先

税務課固定資産税係
☎(48)1111(内218・231)

● 家屋の新築、増築、取り壊しをされた方へのお知らせ

家屋についての固定資産税は、毎年1月1日現在の所有状況により課税されます。

新築、増築家屋については、固定資産評価額算定のための調査をする必要があり、取り壊した家屋については、年内に取り壊したことを確認して課税台帳から抹消する必要があります。年末までにこれらの予定がある方についてもお知らせください。

また、一定の条件の下で家屋を改修した方については、固定資産税が減額となる制度があります。

- ▽耐震改修減額
- ▽バリアフリー改修減額
- ▽省エネ改修減額

これらの制度の適用を受けるためには、申告が必要になります。

問い合わせ先

税務課固定資産税係
☎(48)1111(内218・231)